

## 茨城県における盛土規制法の概要について

### 1 要旨・目的

令和3年7月に静岡県熱海市での大雨に伴う大規模な土石流災害等を契機に、盛土等による災害から国民の生命又は身体を守るため、土地の用途（宅地、農地、森林等）にかかわらず、危険な盛土等を包括的に規制するため、「宅地造成及び特定盛土等規制法」（以下「盛土規制法」という。）が令和5年5月26日に施行されました。

茨城県では、盛土規制法第10条第1項の宅地造成等工事規制区域の指定及び第26条第1項の特定盛土等規制区域の指定に向けた準備を進めており、この度、規制候補区域（案）を作成しました。

### 2 規制区域の考え方

#### (1) 規制区域の指定

盛土等の崩落により人家等に被害を及ぼしうるエリアが規制区域として指定されます。

#### (2) 規制区域の範囲

国土交通省の基礎調査実施要領に基づき規制区域（案）を作成したところ、全域が宅地造成等工事規制区域又は特定盛土等規制区域となる見込みです。

なお、中核市である水戸市については、水戸市が規制区域を指定します。



### 3 許可等を要する規模要件について

#### <土地の形質の変更(盛土・切土)>

**赤文字** 宅地造成等工事規制区域 **青文字** 特定盛土等規制区域

例えば… ●宅地を造成するための盛土・切土 ●残土処分場における盛土・切土 ●太陽光発電施設の設置のための盛土・切土 等

要件	①盛土で高さが <b>1m超</b> <b>2m超</b> の崖※を生ずるもの	②切土で高さが <b>2m超</b> <b>5m超</b> の崖を生ずるもの	③盛土と切土を同時に行い、高さが <b>2m超</b> <b>5m超</b> の崖を生ずるもの(①、②を除く)	④盛土で高さが <b>2m超</b> <b>5m超</b> となるもの(①、③を除く)	⑤盛土又は切土をする土地の面積が <b>500㎡超</b> <b>3,000㎡超</b> となるもの(①～④を除く)
イメージ図					

※「崖」とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤(風化の著しいものを除く)以外のものをいいます。

#### <一時的な土石の堆積>

例えば… ●土石のストックヤードにおける仮置き 等

要件	⑥最大時に堆積する高さが <b>2m超</b> <b>5m超</b> かつ面積が <b>300㎡超</b> <b>1,500㎡超</b> となるもの	⑦最大時に堆積する面積が <b>500㎡超</b> <b>3,000㎡超</b> となるもの
イメージ図		